

# 特別支援学校等における 就労選択支援の取扱いについて

徳島県教育員会特別支援教育課

# 令和7年5月15日の通知の内容

## 1 就労選択支援の概要

(1) 就労選択支援の趣旨

(2) 就労選択支援の具体的な内容

(3) 就労選択支援の対象者

(4) 就労選択支援の支給決定期間及び実施期間

(5) 就労選択支援の実施時期

## 2 特別支援学校等に在籍する生徒の就労選択支援の利用に関する留意点

(1) 就労選択支援の趣旨や意義に関する周知

(2) 地域における就労選択支援に係る連携体制

(3) 特別支援学校等と就労選択支援事業者等の連携

(4) 特別支援学校等における実習等の場面を活用した作業観察の実施

(5) 就労選択支援を利用する場合の特別支援学校等の出欠の取扱い

## 3 就労移行支援事業所等による従来の就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用に関する留意点

## (3) 就労選択支援の対象者

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者を対象とする。

なお、就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援 B 型は、令和 7 年 10 月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、就労継続支援 B 型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用する必要がある。

(なお、50 歳に達している者や障害基礎年金 1 級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援 B 型の利用が可能。)

	3年	2年		3年	2年		3年	2年
徳島市	17	18	上板町	1	0	牟岐町	0	0
石井町	1	0	北島町	1	1	美波町	1	0
神山町	0	0	松茂町	2	2	吉野川市	5	1
佐那河内村	0	0	板野町	2	1	阿波市	2	6
勝浦町	0	1	小松島市	3	6	美馬市	2	3
上勝町	0	0	阿南市	7	2	つるぎ町	0	0
鳴門市	3	1	那賀町	0	1	三好市	2	3
藍住町	1	5	海陽町	0	1	東みよし町	1	0

※令和7年3月時点の見込み

# 1 就労選択支援の概要

## (3) 就労選択支援の対象者

ただし、

- ・ 近隣に就労選択支援事業者がない場合
- ・ 利用可能な就労選択支援事業者数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合

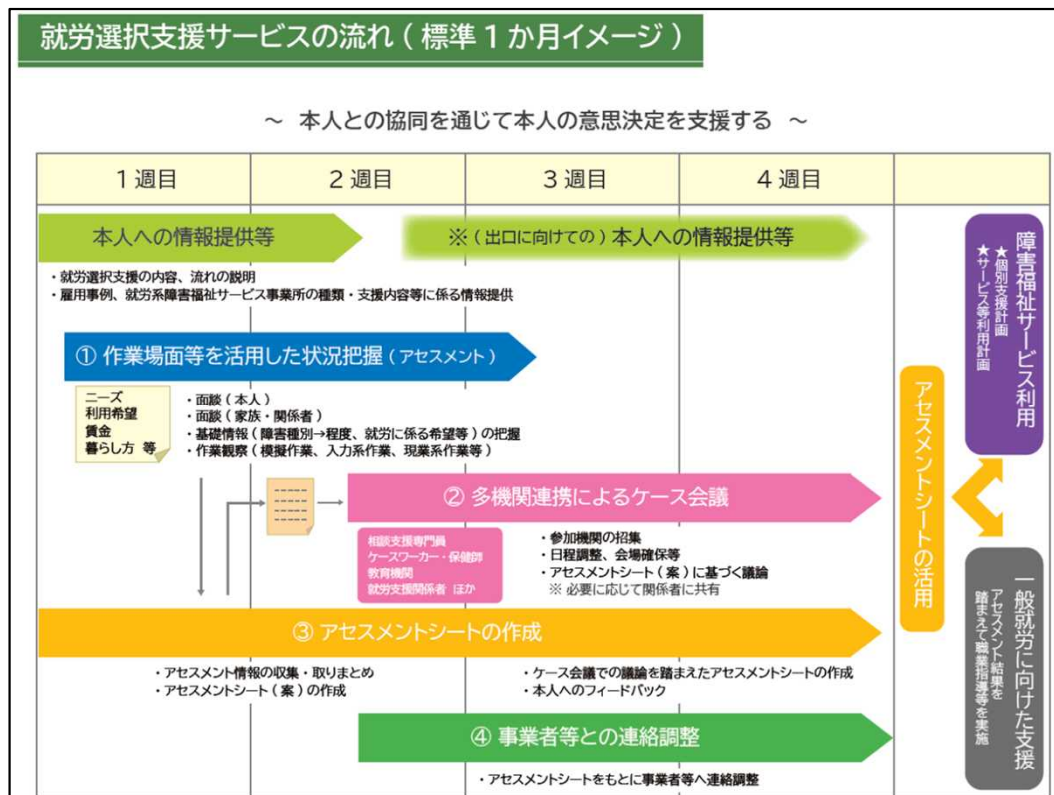
は、就労移行支援事業者等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用を認めることとしている。

なお、令和9年4月以降は、新たに就労継続支援A型を利用する場合や標準利用期間を超えて就労移行支援を利用する場合についても、就労選択支援事業所によるアセスメントが行われている者が対象となる予定であるが、令和9年4月以降の取扱いについては改めてお示しする。

# 1 就労選択支援の概要

## (4) 就労選択支援の支給決定期間及び実施期間

- 支給決定期間は原則1か月間とする。
- 支給決定期間のうち、作業場面等を活用した状況把握（アセスメント）は2週間程度を想定しているが、個々の状況に応じて、5日間程度の短期間での実施も可能とする。



## 2 特別支援学校等に在籍する生徒の就労選択支援の利用に関する留意点

### (1) 就労選択支援の趣旨や意義に関する周知

このような本制度の趣旨や意義を踏まえ、特別支援学校等においては、自治体担当者や相談支援事業者等と連携し、本制度について生徒や保護者への周知にご協力いただくとともに、生徒が就労選択支援の利用を希望する場合には、自治体や相談支援事業者を案内するなど、ご理解とご配慮をいただきたいこと。なお、生徒や保護者に情報提供を行うに当たっては、別添のリーフレットもご活用いただきたいこと。

※高等学校の進路部会への情報共有

## (2) 地域における就労選択支援に係る連携体制

- 就労選択支援の利用時期に定めはないが、例えば、夏期休業中に就労選択支援のアセスメントの実施希望が集中し、就労選択支援事業者が受け入れ困難となる場合も考えられることから、各自治体と教育委員会、特別支援学校等が連携を図り、各地域における就労選択支援に係る連携体制の構築にご協力いただきたいこと。



## (4) 特別支援学校等における実習等の場面を活用した作業観察の実施

- 就労選択支援のアセスメントにおける作業観察については、特別支援学校等に在籍する生徒が就労選択支援事業所に通所して行う作業を観察する場合のほか、特別支援学校等の教育課程に位置付けられた校内実習や作業現場等における実習等の場面に就労選択支援事業者が出向いて、当該作業の観察を行うことも可能であること。

※「実施マニュアル」5ページにも記載あり

# 特別支援学校高等部における年間スケジュール（例）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年			就業体験 期間					就業体験 期間				
2年			就業体験 期間					就業体験 期間			進路相談 拡大	
3年		現場実習			現場実習			現場実習				

## (4) 特別支援学校等における実習等の場面を活用した作業観察の実施

- 就労選択支援のアセスメントにおける作業観察については、特別支援学校等に在籍する生徒が就労選択支援事業所に通所して行う作業を観察する場合のほか、特別支援学校等の教育課程に位置付けられた校内実習や作業現場等における実習等の場面に就労選択支援事業者が出向いて、当該作業の観察を行うことも可能であること。

※「実施マニュアル」5ページにも記載あり

# 1 就労選択支援の概要

## (2) 就労選択支援の具体的な内容

### ② 作業場面を活用した状況把握（アセスメント） について

就労選択支援では、作業場面を活用した状況把握（アセスメント）として、障害の種類及び程度、就労に関する意向及び経験、就労するために必要な配慮及び支援、適切な作業の環境等の項目を把握する。その際、同様のアセスメントが既に実施されている場合は、必要に応じて、当該アセスメントを活用することができることとしている。なお、新たな情報が必要な場合は、就労選択支援事業者が追加的に実施する。

# 特別支援学校高等部における年間スケジュール（例）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年			就業体験 期間					就業体験 期間				
2年			就業体験 期間				選択支援 スタート	就業体験 期間			進路相談 拡大	
3年		現場実習		現場実習				現場実習				

### 3 就労移行支援事業所等による従来の就労アセスメントを経た就労継続支援 B 型の利用に関する留意点

平成29年4月25日

「就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について」

2 実効性のある就労アセスメントの実施

4 特別支援学校等における実習によるアセスメント

5 留意事項

(1) 特別支援学校等における個別の教育支援計画等の情報提供について

(2) 特別支援学校等における就労アセスメントの取扱い

(3) 特別支援学校等から就労系サービス事業所等への引継ぎ